

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 特定既存耐震不適格建築物に係る指示・公表 |
| 根拠条例・規則名 | | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 |
| 条 項 | | 第 1 5 条 第 2 項、第 3 項 |
| 所 管 部 課 | | 建設局 建築行政部 建築総務課（電話：048-829-1539） |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 設定できません。 (理由) 当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。 |
| | 設定等年月日 | 平成 25 年 11 月 25 日設定 平成 25 年 11 月 25 日最終改正 |
| 備 考 | | |